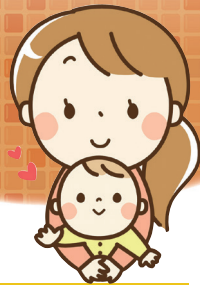


赤ちゃんが生まれたよ!



赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 市民課 ☎082-420-0915

問 黒瀬支所 ☎0823-82-0216

問 福富支所 ☎082-435-2211

問 豊栄支所 ☎082-432-2563

問 河内支所 ☎082-437-1109

問 安芸津支所 ☎0846-45-1102

各出張所

出生届は、生まれた日を含めて14日以内に届出してください。
出生届の用紙は、病院で出産する場合、出産後に病院で受け取ってください。
子の名前に使用できる文字には制限があります。



- 届出人欄は、生まれた子の父または母が署名してください（父または母が来庁できない場合は、代理人が預かり提出することもできます）。
- 夜間、休日にも届出することができます。この場合は、母子健康手帳への出生届出済証明や各種手続きのため、後日早めに開庁時間内にお越しください。
- 届出に必要なもの
・出生届（出生証明書欄記入後のもの） ・母子健康手帳

●出生届のことで悩んでいませんか

さまざまな事情で出生届出ができず、お子様またはご自身が戸籍に記載されていないことがありましたら、ご相談ください。また、無戸籍でお困りの方をご存知の方も、お尋ねください。

●相談・連絡先

問 市民課戸籍係 ☎082-420-0915

問 広島法務局民事行政部戸籍課 ☎082-228-5765

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時



乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

問 こども家庭課 ☎082-420-0407 FAX 082-424-1678

問 黒瀬支所 ☎0823-82-0220

問 豊栄支所 ☎082-432-2563

問 河内支所 ☎082-437-1109

問 安芸津支所 ☎0846-45-2065

お子さんの出生届出後、市民ポータルサイトから赤ちゃん訪問（出生連絡票）のWeb問診を登録してください。全てのお子さんが対象です。

特に出生体重が2,500グラム未満のお子さんは、必ず手続きが必要です。

保健師・助産師が生後2か月頃までのお子さんの家庭を訪問（体重測定、育児相談、予防接種の説明等）します。

日程調整のため、市の担当職員からお電話します。





国民健康保険の加入手続き

問 国保年金課 ☎082-420-0933

問 黒瀬支所 ☎0823-82-0220

問 福富支所 ☎082-435-2211

問 豊栄支所 ☎082-432-2563

問 河内支所 ☎082-437-1109

問 安芸津支所 ☎0846-45-2065 各出張所

生まれたお子さんが、※他の健康保険に加入しない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。お近くの支所・出張所でも手続きができます。

※保護者が会社の健康保険などに加入している場合は、勤務先にお問い合わせください。

●届出に必要なもの

- ・届出者本人を確認できるもの（免許証等）
- ・世帯主の個人番号が確認できるもの

赤ちゃんが
生まれたよ！

手当や医療費の支給など

問 ども家庭課 ☎082-420-0941

問 黒瀬支所 ☎0823-82-0220

問 福富支所 ☎082-435-2211

問 豊栄支所 ☎082-432-2563

問 河内支所 ☎082-437-1109

問 安芸津支所 ☎0846-45-2065 各出張所



児童手当

児童を養育している方に手当を支給します。出生月内又は出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。申請書は市ホームページからもダウンロードでき、郵送での提出も可能です。また、マイナポータル上の機能「ぴったりサービス」（右記二次元コードのリンク先）を利用することでオンラインでの申請も可能です。添付書類が不足していても申請できることがありますので、速やかに提出してください。なお、公務員の方は、原則として勤務先での手続きとなりますので、ご注意ください。



●支給月額（出生月内又は出生日の翌日から15日以内に手続きをした場合、出生月の翌月分から支給。これ以降の手続きの場合、申請した月の翌月分から支給）

3歳未満の児童 第1子、第2子	15,000円
第3子以降	30,000円
3歳以上高校修了前の児童 第1子、第2子	10,000円
第3子以降	30,000円

●申請に必要なもの

- ・国家公務員・地方公務員共済組合加入者の場合、申請者（保護者）の健康保険の資格情報が分かるもの（「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」又は「マイナポータルの健康保険の資格情報画面」のスクリーンショットの写し）
- ・申請者（保護者）の名義の預金口座情報（金融機関・支店名、口座番号）
- ・個人番号が確認できるもの
- ・本人確認資料

※その他、場合によっては必要な書類があります。

こども医療費の支給

こどもの医療費を一部支給します。
必ず誕生日から14日以内に手続きをしてください。その後、こどもの健康保険の資格情報がわかるものが交付されたら、すみやかに提出してください。



- **対象者** 18歳年度末までのこども
- **助成費用** 保険診療分の医療費で自己負担額を超える額
(保険薬局での調剤及び補装具代は自己負担なし)
- **自己負担額** 1医療機関1日500円を上限
1月あたり1医療機関ごとに入院は14日、通院は4日まで
- **申請に必要なもの**
 - ・ 保護者の本人確認資料
 - ・ こどもの健康保険の資格情報がわかるもの (後日の提出も可)※その他添付書類が必要な場合があります。

赤ちゃんが
生まれたよ！

福祉医療費の返還請求 (償還払い)

受給者証の有効期間内において、受給者証が交付されるまでに支払われた医療費や県外で受診された医療費を払い戻すことができます。ただし、保険診療外の費用および自己負担金は払い戻しできません。なお、受診した月内であれば医療機関窓口で払い戻し可能な場合があります。詳しくは医療機関へご相談ください。



- **対象者** こども医療費/重度障害者医療費/ひとり親家庭等医療費の受給者
- **申請に必要なもの** ・ 各受給者証・受診された方の健康保険の資格情報がわかるもの
・ 領収書 (領収額・受診者氏名・保険点数が記載されているもの)
・ 保護者名義の預金口座番号 ※重度障害者医療費に限り、受給者本人名義も可能です
※その他の添付書類が必要な場合があります
- **受付** こども医療費/ひとり親家庭等医療費…こども家庭課
重度障害者医療費 …………… 障がい福祉課

養育医療 (未熟児医療) の給付

問 **こども家庭課** ☎082-420-0941 **各支所**

1歳までの未熟児のこどもで、指定養育医療機関に入院し、医師が入院養育が必要と認めた場合、その治療に必要な医療費を助成します。なお、世帯の所得に応じて負担限度額が定められています。



- **申請に必要なもの**
 - ・ 養育医療意見書
 - ・ 対象児または扶養義務者の健康保険の資格情報がわかるもの
 - ・ 母子健康手帳
 - ・ 個人番号が確認できるもの

伴走型相談支援 ～おでかけすくすく～

詳しくは17ページへ。

妊婦のための支援給付金

詳しくは17ページへ。

国民健康保険出産育児一時金の支給

問 国保年金課 ☎082-420-0933



国民健康保険に加入されている方が出産（妊娠 85 日以上の死産・流産を含む）したときに、国保の世帯主に 50 万円支給します。（産科医療補償制度対象外は 48 万 8,000 円）直接支払制度を利用される場合は、市から病院に直接支給しますので、市役所での手続きは不要です。ただし、出産費用が一時金の支給額より少なかったときは、出産後に市役所に申請してください。

※受取代理制度を利用する場合や、海外で出産する場合は、ご相談ください。

●申請に必要なもの

- ・病院などから交付される直接支払に関する合意文書
- ・出産費用の領収書・明細書
- ・健康保険資格がわかるもの・世帯主名義の預金口座番号等がわかるもの
- ・届出者本人を確認できるもの（免許証等）

産前産後期間の国民健康保険税の免除

問 国保年金課 ☎082-420-0933 各支所、各出張所

国民健康保険被保険者の出産（妊娠 85 日以上の死産・流産・早産を含む）に伴い、申請により産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除されます。出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間相当分の保険税（多胎妊婦の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間相当分の保険税）が対象です。出産予定日の 6 か月前から届出可能です。

- 届出に必要なもの ・母子健康手帳 ・届出者本人を確認できるもの（免許証等）
・世帯主の個人番号がわかるもの

障害基礎年金の子の加算

問 国保年金課 ☎082-420-0933 問 日本年金機構 呉年金事務所 ☎0823-22-1691

障害基礎年金（1 級、2 級）を受給している方が、子の出生等により新たに生計を同じくした場合、障害基礎年金の額に子の加算が行われます。

※加算対象となる子とは、18 歳到達年度の末日までにある子、または障害等級 1 級、2 級の障がいのある 20 歳未満の子です。

- 申請に必要なもの
・年金証書 ・個人番号がわかるもの

産前産後期間の国民年金保険料の免除

問 国保年金課 ☎082-420-0933 各支所、各出張所



国民年金加入者（第 1 号被保険者）の出産（妊娠 85 日以上の死産・流産・早産を含む）に伴い、申請により産前産後期間の保険料が免除されます。出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間の保険料（多胎妊婦の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間の保険料）が対象です。出産予定日の 6 か月前から届出可能です。

- 届出に必要なもの ・母子健康手帳

赤ちゃんが
生まれました！

ママと赤ちゃんの健康のために

問 **すくすくサポート** ☎082-420-0407 FAX 082-424-1678

産婦健康診査

出産後のお母さんの体調や授乳状況を確認するために、産後2週間と産後1か月の産婦健康診査の費用助成があります。

母子健康手帳交付時に発行している、「産婦健康診査補助券」と「問診票」で受診してください。広島県内の産婦人科医療機関等で受診することができます。

広島県外の医療機関で受診される場合は、受診後に申請していただくことで、助成を受けることができます。



産前・産後ママヘルパー派遣事業

⇒詳しくは18ページ

産後のママのリフレッシュ講座

産後のお母さんの体の不調を改善するための講座です。

- **対象者** 産後1か月健診後～産後6か月頃までのお母さん
(赤ちゃんと一緒に受講できます)
- **内容** 産後のからだの変化・姿勢について(軽い運動あり)など
- **申込み** 先着順での予約制



産後ケア事業

お母さんの育児についての心配や疲れをリセットするために、ゆつくりと相談や休息ができます。

- **対象者** 東広島市に住民票があり、次のいずれかに当てはまる人
 - ①産後ケアを必要とする産婦及び生後1年未満の乳児
 - ②1年以内に流産または死産を経験された人※対象者の詳細は市ホームページをご確認ください。

- **内容**
 - (1) 日帰り型/料金: 2,000円
場所: 市内宿泊施設、県内医療機関、助産院
 - (2) 宿泊型/料金: 7,500円(1泊2日で15,000円)
場所: 県内医療機関、広島県助産師会に所属する県内助産院
 - (3) 訪問型/料金: 1,000円
場所: ご自宅へ助産師が訪問





- **申込み**
予約制。詳しくはお問い合わせください。



乳幼児健康診査



※対象者には事前に健康診査（確認）票を送付します。
日程などは二次元コードから確認できます。

健診名	実施場所	内容	費用／市からのお知らせ時期
1か月児健康診査	市内の指定医療機関 (個別に受診)	・身体計測や小児科医の診察	母子健康手帳別冊の受診券利用／市からの通知なし 
4か月児健康診査	市内の指定医療機関 (個別に受診)	・身体計測や小児科医の診察	母子健康手帳別冊の受診券利用／市からの通知なし 
乳児一般健康診査	県内の指定医療機関 (個別に受診)	・身体計測、診察 ※望ましい受診時期： 1回目 生後6～8か月 2回目 生後9～11か月	母子健康手帳別冊の受診券を利用／市からの通知なし ※1歳の誕生日の前日までに、2回無料で受診できます。
1歳6か月児健康診査	総合福祉センター	・身体計測、小児科医と歯科医の診察 ・幼児食や育児・発達相談 ・保護者の歯周健診と歯磨き指導	市で実施(無料)／1歳6か月に なった翌月 
3歳児健康診査	総合福祉センター	・身体計測、検尿、視力検査 小児科医と歯科医の診察 ・幼児食や育児・発達の相談 ・保護者の歯周健診と歯磨き指導	市で実施(無料)／3歳5か月に なった翌月 
5歳児健康診査	総合福祉センター (二段階方式)	・小児科医の診察 ・育児・発達の相談	市で実施(無料)／年中児

赤ちゃんが
生まれましたよ！

定期予防接種

問 医療保健課 ☎082-420-0936

重い感染症にかからないよう、お子さんに免疫を作って病気を予防するのが予防接種です。なかでも原則的に受けた方がよいとされ、接種費用を行政が負担するものを「定期予防接種」といいます。標準的には生後2か月頃から接種することができます。

※「任意予防接種」についても一部助成があります。

※二次元コードから、定期予防接種に関するHPへアクセスできます。
(定期予防接種実施機関の情報を含みます。)



アレルギー相談

問 県西部東保健所保健課 ☎082-422-6911(代)

アトピー性皮膚炎、気管支ぜんそく等のアレルギー疾患に関して不安を抱いている方を対象に、生活について栄養士や保健師が個別相談を受けています。事前に電話で予約してください。

●相談日 月曜～金曜日 8時30分～17時(祝日・年末年始は除く)

※日時は、相談希望者と調整して決定します。

●相談場所 広島県東広島庁舎内相談室(西条昭和町13-10)

すくすく相談（育児相談）

身体計測や育児の個別相談を行います。



育児教室

身体計測や育児の個別相談、毎回テーマを決めた学習（親子遊び、調理実習など）を行います。親子同士の交流もできます。開催日時は、広報「東広島」、市ホームページ、市民ポータルサイトでお知らせします。

離乳食教室

初めての離乳食教室（4～5か月）、モグモグ教室（7か月～1歳頃）、カミカミ教室（10か月～1歳3か月頃）など、月齢に沿った教室で、栄養士による離乳食のすすめ方の話やデモンストラクション、食事相談等を行います。モグモグ教室では歯科衛生士によるお口のお手入れの情報も提供します。



初めての離乳食教室



モグモグ教室



カミカミ教室

食育のイベント情報

こども家庭課や地域すくすくサポートで開催している食育イベントです。



歯の生え始めに歯を強くしよう

乳歯と生えただばかりの永久歯は、虫歯になりやすいことで知られています。それは、歯の石灰化が進み、歯が十分に硬くなるまでに時間がかかるからです。

しかし、歯に歯垢が常についていると、歯の石灰化がうまく進まず、歯が強くなっていきません。そのため、歯が生え始めた時期から歯を強くするケアを行っていくことが大切です。



東広島市歯科医師会ホームページ
（医療機関一覧あり）



赤ちゃんが
生まれたよ！